

令和 6 年

第 1 回 定例県議会議案

（ 令 和 5 年 度 関 係 ）

群 馬 県

令和 6 年第 1 回定例県議会議案目次

第 7 5 号議案	令和 5 年度群馬県一般会計補正予算（第 5 号）	5 頁
第 7 6 号議案	令和 5 年度群馬県県有模範林施設費特別会計補正予算（第 1 号）	22
第 7 7 号議案	令和 5 年度群馬県用地先行取得特別会計補正予算（第 1 号）	24
第 7 8 号議案	令和 5 年度群馬県林業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）	27
第 7 9 号議案	令和 5 年度群馬県公債管理特別会計補正予算（第 2 号）	29
第 8 0 号議案	令和 5 年度群馬県中小企業振興資金特別会計補正予算（第 1 号）	32
第 8 1 号議案	令和 5 年度群馬県国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	34
第 8 2 号議案	令和 5 年度群馬県流域下水道事業会計補正予算（第 3 号）	36
第 8 3 号議案	令和 5 年度群馬県電気事業会計補正予算（第 3 号）	39
第 8 4 号議案	令和 5 年度群馬県工業用水道事業会計補正予算（第 3 号）	42
第 8 5 号議案	令和 5 年度群馬県水道事業会計補正予算（第 2 号）	44
第 8 6 号議案	令和 5 年度群馬県団地造成事業会計補正予算（第 4 号）	46
第 8 7 号議案	令和 5 年度群馬県施設管理事業会計補正予算（第 2 号）	49
第 8 8 号議案	令和 5 年度群馬県病院事業会計補正予算（第 2 号）	51
第 8 9 号議案	ぐんまちゃんこども支援基金条例	54
第 9 0 号議案	群馬県浅間家畜育成牧場研修施設整備基金条例	56
第 9 1 号議案	群馬県公立学校一人一台端末等整備基金条例	58
第 9 2 号議案	指定管理者の指定について	60
第 9 3 号議案	地方財政法第 2 7 条の規定による市の負担について	62
第 9 4 号議案	地方財政法第 2 7 条の規定による市町村の負担について	63
第 9 5 号議案	地方財政法第 2 7 条の規定による市町村の負担について	64
第 9 6 号議案	地方財政法第 2 7 条の規定による市町の負担について	66
第 9 7 号議案	地方財政法第 2 7 条の規定による市町村の負担について	67
第 9 8 号議案	地方財政法第 2 7 条の規定による市の負担について	69
第 9 9 号議案	土地改良法第 9 1 条の規定による市町村の負担について	70
第 100 号議案	請負契約の締結について	73
第 101 号議案	河川法第 4 条第 1 項の水系に係る一級河川の指定について	74
第 102 号議案	寡婦福祉資金貸付金の償還免除について	76
第 103 号議案	権利の放棄について	77

第104号議案	権利の放棄について	78頁
第105号議案	権利の放棄について	79
第106号議案	権利の放棄について	80
第107号議案	損害賠償の額を定めることについて	81
承 第 1 号	専決処分の承認について	82
報 第 1 号	報 告 書	86

第 7 5 号議案

令和 5 年度群馬県一般会計補正予算（第 5 号）

令和 5 年度群馬県の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 5, 8 9 0, 5 8 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 4 2, 7 1 3, 1 0 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の補正は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（県債の補正）

第 4 条 県債の補正は、「第 4 表県債補正」による。

令和 6 年 2 月 1 5 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県 税		260,500,000	5,000,000	265,500,000
	1 県 民 税	81,539,850	2,035,484	83,575,334
	2 事 業 税	64,496,460	2,964,516	67,460,976
2 地 方 消 費 税 清 算 金		99,705,791	△360,981	99,344,810
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	99,705,791	△360,981	99,344,810
3 地 方 譲 与 税		36,700,000	2,600,000	39,300,000
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	33,870,000	2,600,000	36,470,000
4 地 方 特 例 交 付 金		1,400,000	36,333	1,436,333
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,400,000	36,333	1,436,333
5 地 方 交 付 税		139,500,000	16,262,147	155,762,147
	1 地 方 交 付 税	139,500,000	16,262,147	155,762,147
7 分 担 金 及 び 負 担 金		3,126,204	△415,985	2,710,219
	1 分 担 金	223,310	△17,741	205,569
	2 負 担 金	2,902,894	△398,244	2,504,650
8 使 用 料 及 び 手 数 料		11,588,277	6,736	11,595,013
	1 使 用 料	7,980,913	△99,631	7,881,282
	2 手 数 料	3,607,364	106,367	3,713,731
9 国 庫 支 出 金		180,405,701	△33,849,684	146,556,017
	1 国 庫 負 担 金	61,454,756	△4,251,092	57,203,664
	2 国 庫 補 助 金	118,151,476	△29,528,886	88,622,590
	3 委 託 金	799,469	△69,706	729,763

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 財 産 収 入		1,122,604	△189,075	933,529
	1 財 産 運 用 収 入	355,933	49,785	405,718
	2 財 産 売 払 収 入	766,671	△238,860	527,811
11 寄 附 金		160,211	35,137	195,348
	1 寄 附 金	160,211	35,137	195,348
12 繰 入 金		51,105,361	△38,962,848	12,142,513
	1 特 別 会 計 繰 入 金	3,451,895	△2,312,692	1,139,203
	2 基 金 繰 入 金	47,653,466	△36,650,156	11,003,310
13 繰 越 金		27,613,925	3,094,799	30,708,724
	1 繰 越 金	27,613,925	3,094,799	30,708,724
14 諸 収 入		14,004,621	△614,865	13,389,756
	3 貸 付 金 元 利 収 入	5,959,080	△1,893,504	4,065,576
	4 受 託 事 業 収 入	686,392	△140,670	545,722
	5 収 益 事 業 収 入	4,522,000	△65,792	4,456,208
	6 雑 入	2,583,157	1,485,101	4,068,258
15 県 債		60,871,000	1,467,700	62,338,700
	1 県 債	30,871,000	1,467,700	32,338,700
	2 公 債 管 理 特 別 金 会 計 繰 入 金	30,000,000		30,000,000
歳 入 合 計		888,603,695	△45,890,586	842,713,109

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,556,418	△49,076	1,507,342
	1 議 会 費	1,556,418	△49,076	1,507,342
2 知 事 戦 略 費		12,045,038	△3,242,632	8,802,406
	1 知 事 戦 略 管 理 費	941,560	58,536	1,000,096
	2 メ デ イ ア プ ロ モ ー シ ョ ン 費	884,234	△7,509	876,725
	3 デ ジ タ ル 化 推 進 費	333,567	4,751	338,318
	4 業 務 プ ロ セ ス 改 革 費	3,733,394	△212,778	3,520,616
	5 グ リ ー ン イ ノ ベ ー シ ョ ン 推 進 費	3,694,750	△2,898,441	796,309
	6 交 通 イ ノ ベ シ ョ ン 推 進 費	2,191,208	△180,511	2,010,697
	7 地 域 外 交 費	266,325	△6,680	259,645
3 総 務 費		58,383,603	1,871,565	60,255,168
	1 総 務 管 理 費	41,373,097	2,991,155	44,364,252
	2 徴 税 費	9,665,616	△581,251	9,084,365
	3 市 町 村 振 興 費	1,192,412	△86,419	1,105,993
	4 選 挙 費	1,696,123	△442,723	1,253,400
	5 統 計 費	355,556	△39,210	316,346
	6 危 機 管 理 費	975,063	8,907	983,970
	7 消 防 保 安 費	2,815,597	22,935	2,838,532
	8 人 事 委 員 会 費	146,411	△1,924	144,487
	9 監 査 委 員 費	163,728	95	163,823
4 地 域 創 生 費		7,427,308	7,318	7,434,626

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 地 域 創 生 費	960,943	△10,921	950,022
	2 ぐんま暮らし・外国人活躍推進費	526,743	2,082	528,825
	3 文 化 振 興 費	3,023,919	△15,141	3,008,778
	4 文 化 財 保 護 費	320,833	△4,152	316,681
	5 ス ポ ー ツ 振 興 費	2,594,870	35,450	2,630,320
5 生 活 こ ど も 費		38,705,450	261,717	38,967,167
	1 生 活 こ ど も 費	552,466	4,256	556,722
	2 県民活動支援・広聴費	198,722	△28,197	170,525
	3 消 費 生 活 費	151,796	2,768	154,564
	4 私学・子育て支援費	30,654,674	685,756	31,340,430
	5 児 童 福 祉 ・ 青 少 年 費	7,147,792	△402,866	6,744,926
6 健 康 福 祉 費		207,943,423	△35,057,841	172,885,582
	1 健 康 福 祉 費	7,539,361	1,224,788	8,764,149
	2 監 査 指 導 費	122,915	3,445	126,360
	3 医 務 費	14,420,308	△2,340,448	12,079,860
	4 介 護 高 齢 費	33,440,739	△1,893,743	31,546,996
	5 感 染 症 ・ が ん 疾 病 対 策 費	74,628,977	△31,354,712	43,274,265
	6 健 康 長 寿 社 会 づ く り 推 進 費	1,921,286	4,442	1,925,728
	7 障 害 政 策 費	20,085,581	522,126	20,607,707
	8 薬 務 費	2,442,077	△1,919,255	522,822
	9 国 保 援 護 費	50,604,947	705,698	51,310,645
	10 食 品 ・ 生 活 衛 生 費	2,737,232	△10,182	2,727,050
7 環 境 森 林 費		18,432,434	△4,093,735	14,338,699

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 環 境 政 策 費	1,862,362	△512,589	1,349,773
	2 環 境 保 全 費	322,175	△9,848	312,327
	3 廃棄物・リサイクル費	336,377	△5,551	330,826
	4 自 然 環 境 費	746,626	7,208	753,834
	5 林 政 費	6,449,302	△1,336,041	5,113,261
	6 林 業 振 興 費	1,248,316	△183,487	1,064,829
	7 森 林 保 全 費	7,467,276	△2,053,427	5,413,849
8 労 働 費		2,087,835	△143,593	1,944,242
	1 労 働 政 策 費	1,984,100	△143,598	1,840,502
	2 労 働 委 員 会 費	103,735	5	103,740
9 農 政 費		23,147,589	378,113	23,525,702
	1 農 政 費	4,689,178	△25,138	4,664,040
	2 農 業 構 造 政 策 費	2,006,966	△235,602	1,771,364
	3 技 術 支 援 費	1,153,916	△91,740	1,062,176
	4 蚕 糸 園 芸 費	2,490,234	1,686,688	4,176,922
	5 ぐんまブランド推進費	659,123	△33,523	625,600
	6 畜 産 業 費	3,506,873	339,607	3,846,480
	7 農 村 整 備 費	8,641,299	△1,262,179	7,379,120
10 産 業 経 済 費		11,651,480	△923,200	10,728,280
	1 産 業 政 策 費	2,462,630	△81,897	2,380,733
	2 未 来 投 資 ・ デ ジ タ ル 産 業 費	4,059,865	△518,708	3,541,157
	3 地 域 企 業 支 援 費	3,974,684	△150,173	3,824,511
	4 観 光 魅 力 創 出 費	831,262	△205,640	625,622

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	5 e スポーツ・クリ エ イ テ ィ ブ 推 進 費	323,039	33,218	356,257
11 県 土 整 備 費		92,720,885	△841,074	91,879,811
	1 土 木 管 理 費	5,110,792	△1,095,675	4,015,117
	2 道 路 管 理 費	19,611,047	△264,867	19,346,180
	3 道 路 整 備 費	35,645,728	2,504,157	38,149,885
	4 河 川 費	11,534,000	74,644	11,608,644
	5 砂 防 費	8,584,052	258,322	8,842,374
	6 都 市 計 画 費	678,983	△24,393	654,590
	7 都 市 整 備 費	3,969,064	△64,978	3,904,086
	8 下 水 環 境 費	4,319,949	△2,230,270	2,089,679
	9 建 築 費	99,486	△17,909	81,577
	10 住 宅 政 策 費	3,167,784	19,895	3,187,679
12 警 察 費		44,507,829	△531,738	43,976,091
	1 警 察 管 理 費	39,853,068	△479,245	39,373,823
	2 警 察 活 動 費	4,654,761	△52,493	4,602,268
13 教 育 費		157,860,967	△2,295,581	155,565,386
	1 教 育 総 務 費	23,265,022	△1,387,437	21,877,585
	2 小 学 校 費	53,153,228	△580,683	52,572,545
	3 中 学 校 費	31,678,070	236,059	31,914,129
	4 高 等 学 校 費	29,453,723	△199,248	29,254,475
	5 特 別 支 援 学 校 費	14,842,057	△203,643	14,638,414
	6 学 校 建 設 事 業 費	2,221,993	△1,202	2,220,791
	7 社 会 教 育 費	772,125	△11,753	760,372

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	8 健 康 体 育 費	542,341	△11,716	530,625
	9 大 学 費	1,932,408	△135,958	1,796,450
14 災 害 復 旧 費		3,779,764	△2,228,179	1,551,585
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	540,256	△452,401	87,855
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,239,508	△1,775,778	1,463,730
15 公 債 費		98,475,249	△1,431,429	97,043,820
	1 公 債 費	98,475,249	△1,431,429	97,043,820
16 諸 支 出 金		109,178,423	2,428,779	111,607,202
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	50,355,177	△41,646	50,313,531
	2 利 子 割 交 付 金	77,184	15,224	92,408
	3 配 当 割 交 付 金	1,315,970	270,773	1,586,743
	4 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	977,171	1,026,188	2,003,359
	5 法 人 事 業 税 交 付 金	4,653,557	796,204	5,449,761
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	50,005,088	95,784	50,100,872
	7 ゴルフ場利用税交付金	781,542	△3,986	777,556
	8 環 境 性 能 割 交 付 金	1,012,723	203,464	1,216,187
	10 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1	66,774	66,775
歳 出 合 計		888,603,695	△45,890,586	842,713,109

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額(千円)
2 知事戦略費	6 交通インベーション推進費	公共交通整備	15,141
3 総務費	6 危機管理費	防災情報通信管理運用	357,469
		防災ヘリ事故慰霊等	48,400
		火薬ガス等保安促進	828,389
4 地域創生費	3 文化振興費	自然史博物館運営	31,337
5 生活こども費	4 私学・子育て支援費	私立学校教育振興	900
		保育施設支援	750
	5 児童福祉・青少年費	児童養護施設等対策	300
6 健康福祉費	4 介護高齢費	老人福祉施設対策	19,171
	7 障害政策費	障害福祉推進	5,181
7 環境森林費	1 環境政策費	公園施設等特別維持整備	4,500
	3 廃棄物・リサイクル費	産業廃棄物処理対策	10,381
	4 自然環境費	自然公園等管理	4,000
		自然公園等整備	151,591
		適正利用推進	7,100
	5 林政費	補助公共造林	104,322
		造林推進対策	10,000
		単独公共造林	690
		苗木生産指導	3,900
		補助公共林道	146,173
		単独林道	21,300
		単独作業道	74,342
		地域森林計画	22,000
		森林公園整備	2,213
	6 林業振興費	林業構造改善対策	15,740
		木材等生産振興対策	64,456
	7 森林保全費	農山漁村地域整備(治山)	474,800
		単独公共治山	509,148
9 農政費	2 農業構造政策費	農業経営基盤強化対策	929

款	項	事業名	金額(千円)
		農 林 大 学 校 運 営	1,188
		生 産 施 設 運 営	85,036
		農 業 者 等 研 修	3,396
	3 技 術 支 援 費	鳥 獣 害 防 止	140,044
	4 蚕 糸 園 芸 費	フ ラ ワ ー パ ー ク 改 修	2,070,661
		農 産 振 興	825,000
	6 畜 産 業 費	畜 産 物 流 通 消 費	78,729
		浅間家畜育成牧場研修施設整備	20,000
		肉 牛 振 興	97,060
		養 鶏 振 興	5,500
	7 農 村 整 備 費	小 規 模 農 村 整 備	144,738
		単 独 農 村 整 備	74,189
		農 山 漁 村 地 域 整 備	514,508
		土 地 改 良 施 設 突 発 事 故 復 旧	8,670
		相 馬 原 補 償 工 事	42,785
		農 地 耕 作 条 件 改 善	245,605
		農業水路等長寿命化・防災減災	283,627
		農山漁村地域整備事業事務費	4,000
10 産 業 経 済 費	5 eスポーツ・クリエイティブ推進費	ク リ エ イ テ ィ ブ 推 進	8,000
11 県 土 整 備 費	1 土 木 管 理 費	総 務 調 整 費	8,500
		公 共 事 業 調 整 費	339,184
	2 道 路 管 理 費	単 独 公 共 事 業 事 務 費	12,000
		社会資本総合整備事業事務費	10,669
		道 路 維 持 管 理	68,764
	3 道 路 整 備 費	単 独 公 共 事 業 事 務 費	9,000
		社会資本総合整備事業事務費	14,000
		補 助 公 共 事 業 事 務 費	13,000
	4 河 川 費	単 独 公 共 事 業 事 務 費	4,000
		社会資本総合整備事業事務費	15,321
		河 川 管 理	2,715
	5 砂 防 費	社会資本総合整備事業事務費	10,000

款	項	事業名	金額(千円)
	6 都市計画費	土地区画整理事業負担金	226,000
	7 都市整備費	社会資本総合整備事業事務費	5,000
		クリエイティブシティ推進	31,000
	9 建築費	耐震改修支援	1,388
		盛土規制法関連調査	25,485
	10 住宅政策費	市街地再開発	48,425
		古民家再生・活用推進	7,492
		社会資本総合整備	208,393
12 警察費	1 警察管理費	警察施設整備	4,510
13 教育費	9 大学費	施設整備	22,560
14 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	土木施設補助災害復旧	225,454

2 変 更

款	項	事 業 名	補 正 前	補 正 後
			金 額 (千円)	金 額 (千円)
7 環 境 森 林 費	5 林 政 費	農山漁村地域整備（林道）	155,774	293,275
		補 助 公 共 作 業 道	137,603	212,859
		水 源 林 等 整 備 推 進	18,000	22,990
	6 林 業 振 興 費	き の こ 等 振 興 対 策	226,403	203,040
	7 森 林 保 全 費	補 助 公 共 治 山	813,000	1,233,300
9 農 政 費	6 畜 産 業 費	浅間牧場草地・施設整備	60,000	277,000
	7 農 村 整 備 費	農 村 地 域 防 災 減 災	520,560	732,330
		農業競争力強化基盤整備	891,000	1,239,647
11 県 土 整 備 費	1 土 木 管 理 費	建 設 技 術 支 援	40,000	50,000
	2 道 路 管 理 費	単 独 道 路 維 持 修 繕	780,461	1,211,500
		単 独 交 通 安 全 対 策	473,522	579,276
		社 会 資 本 総 合 整 備	5,254,583	5,539,325
		道 路 メ ン テ ナ ンス	465,300	531,983
		無 電 柱 化 推 進	1,879,408	1,927,375
	3 道 路 整 備 費	単 独 道 路 改 築	417,975	1,096,569
		社 会 資 本 総 合 整 備	11,877,163	13,437,725
		道 路 改 築	8,553,198	9,465,363
		道 路 メ ン テ ナ ンス	4,268,207	4,638,827
	4 河 川 費	単 独 河 川 改 修	408,253	427,413
		河 川 維 持 補 修	864,332	1,083,530
		緊 急 防 災 ・ 減 災 対 策	142,490	217,153
		大 規 模 特 定 河 川	2,980,000	3,000,000
	5 砂 防 費	単 独 砂 防 維 持 管 理	407,861	419,449
		社 会 資 本 総 合 整 備	3,299,460	3,299,578
		緊 急 防 災 ・ 減 災 対 策	189,790	214,060

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額(千円)	金額(千円)
	6 都市計画費	単独道路交通計画調査	46,000	151,000
	7 都市整備費	社会資本総合整備(公園)	304,900	288,782
14 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	林道災害復旧	82,000	81,992
	2 公共土木施設 災害復旧費	土木施設単独災害復旧	400,000	480,000

第3表 債務負担行為補正
追 加

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
ぐんまフラワーパークの管理及び運営に関する協定	令和6年度	235,863
浅間家畜育成牧場研修施設整備工事請負契約	令和6年度から 令和7年度まで	480,000

第4表 県 債 補 正

1 追 加

起 債 の 目 的	限度額(千円)	起債の方法	利 率	償還の方法
浅間家畜育成牧場研修施設整備費	10,000	普通貸借又は証券発行 (証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年9.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。
土地改良施設突発事故復旧費	6,000	同	同	同
臨時財政対策債	156,700	同	同	同

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限度額(千円)	限度額(千円)
公 共 交 通 整 備 費	70,000	16,000
県 庁 舎 等 運 営 管 理 費	248,000	254,000
消 防 学 校 運 営 費	51,000	5,000
防 災 ヘ リ 事 故 慰 霊 等 費	39,000	38,000
文 化 施 設 整 備 推 進 費	54,000	49,000
世 界 遺 産 継 承 推 進 費	102,000	64,000
ス ポ ー ツ 施 設 管 理 ・ 整 備 費	122,000	121,000
子 ど も ・ 子 育 て 支 援 費	43,000	26,000
児 童 養 護 施 設 等 対 策 費	5,000	
ぐ ん ま 学 園 運 営 費	15,000	3,000
試 験 検 査 費	14,000	13,000
老 人 福 祉 施 設 対 策 費	39,000	82,000
施 設 サ ー ビ ス 費	66,000	18,000
自 然 公 園 等 整 備 費	44,000	91,000
適 正 利 用 推 進 費	11,000	9,000
補 助 公 共 林 道 費	135,000	109,000
農 山 漁 村 地 域 整 備 費 (林 道)	246,000	201,000
補 助 公 共 作 業 道 費	50,000	
補 助 公 共 治 山 費	488,000	

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限度額(千円)	限度額(千円)
農 山 漁 村 地 域 整 備 費 (治 山)	65,000	
緊 急 治 山 費	20,000	
単 独 公 共 治 山 費	101,000	137,000
生 産 施 設 運 営 費	24,000	23,000
フ ラ ワ ー パ ー ク 改 修 費	385,000	1,227,000
農 産 振 興 費	258,000	206,000
小 規 模 農 村 整 備 費	152,000	173,000
単 独 農 村 整 備 費	79,000	78,000
農 山 漁 村 地 域 整 備 費 (農 村 整 備)	352,000	363,000
農 村 地 域 防 災 減 災 費	287,000	260,000
農 業 競 争 力 強 化 基 盤 整 備 費	502,000	374,000
農 地 耕 作 条 件 改 善 費	82,000	73,000
農 業 水 路 等 長 寿 命 化 ・ 防 災 減 災 費	160,000	96,000
繊 維 工 業 試 験 場 整 備 費	7,000	6,000
単 独 道 路 維 持 修 繕 費	95,000	40,000
単 独 交 通 安 全 対 策 費	577,000	519,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (道 路 管 理)	2,715,000	1,551,000
道 路 メ ン テ ナ ン ス 費 (道 路 管 理)	268,000	275,000
無 電 柱 化 推 進 費 (道 路 管 理)	482,000	516,000
国 直 轄 道 路 事 業 負 担 金	260,000	919,000
単 独 道 路 改 築 費	1,098,000	1,070,000
単 独 橋 り ょ う 予 防 保 全 費	152,000	142,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (道 路 整 備)	4,014,000	4,949,000
道 路 改 築 費	1,902,000	1,919,000
道 路 メ ン テ ナ ン ス 費 (道 路 整 備)	2,058,000	2,264,000
国 直 轄 河 川 事 業 負 担 金	50,000	381,000
単 独 河 川 改 修 費	70,000	156,000
河 川 維 持 補 修 費	104,000	930,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (河 川)	1,008,000	927,000
緊 急 防 災 ・ 減 災 対 策 費 (河 川)	190,000	262,000
大 規 模 特 定 河 川 費	1,231,000	1,342,000
ダ ム メ ン テ ナ ン ス 費	258,000	257,000
国 直 轄 砂 防 事 業 負 担 金	60,000	286,000

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限度額(千円)	限度額(千円)
単 独 砂 防 施 設 費	16,000	15,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (砂 防)	1,219,000	1,314,000
緊 急 防 災 ・ 減 災 対 策 費 (砂 防)	16,000	15,000
災 害 関 連 緊 急 砂 防 費	9,000	
事 業 間 連 携 砂 防 費	587,000	630,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (区 画)	18,000	16,000
航 空 整 備 費	12,000	11,000
単 独 街 路 費	47,000	46,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (街 路)	484,000	528,000
無 電 柱 化 推 進 費 (街 路)	177,000	181,000
公 園 施 設 維 持 修 繕 費	54,000	41,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (公 園)	154,000	129,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (住 宅)	637,000	639,000
警 察 施 設 整 備 費	560,000	524,000
交 通 安 全 施 設 整 備 費	257,000	264,000
高 等 学 校 施 設 整 備 費	1,282,000	1,259,000
特 別 支 援 学 校 施 設 整 備 費	418,000	417,000
施 設 整 備 費	75,000	28,000
農 業 用 施 設 災 害 復 旧 費	2,000	
治 山 施 設 災 害 復 旧 費	12,000	
土 木 施 設 単 独 災 害 復 旧 費	782,000	805,000
土 木 施 設 補 助 災 害 復 旧 費	782,000	239,000
国 直 轄 災 害 復 旧 事 業 負 担 金	118,000	

第 7 6 号議案

令和 5 年度群馬県県有模範林施設費 特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度群馬県県有模範林施設費特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 8 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 1, 8 3 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 1 5 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰 入 金		51,400	587	51,987
	1 一 般 会 計 繰 入 金	51,400	587	51,987
歳 入 合 計		81,246	587	81,833

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 環 境 森 林 費		50,013	587	50,600
	1 林 政 費	50,013	587	50,600
歳 出 合 計		81,246	587	81,833

第 77 号議案

令和 5 年度群馬県用地先行取得特別会計 補正予算（第 1 号）

令和 5 年度群馬県用地先行取得特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 600,489 千円を減額し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ 204,490 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算
の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（県債の補正）

第 2 条 県債の補正は、「第 2 表県債補正」による。

令和 6 年 2 月 15 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰 入 金		300,000	△300,000	
	1 一 般 会 計 繰 入 金	300,000	△300,000	
2 繰 越 金		204,974	△489	204,485
	1 繰 越 金	204,974	△489	204,485
4 県 債		300,000	△300,000	
	1 県 債	300,000	△300,000	
歳 入 合 計		804,979	△600,489	204,490

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県 土 整 備 費		800,500	△600,000	200,500
	1 土 木 管 理 費	800,500	△600,000	200,500
2 公 債 費		489	△489	
	1 公 債 費	489	△489	
歳 出 合 計		804,979	△600,489	204,490

第2表 県債補正
変更

起債の目的	補正前	補正後
	限度額(千円)	限度額(千円)
用地先行取得費	300,000	

第 7 8 号議案

令和 5 年度群馬県林業改善資金特別会計 補正予算（第 1 号）

令和 5 年度群馬県林業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7, 8 0 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 1 7, 8 8 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 1 5 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 越 金		236,094	△7,801	228,293
	1 繰 越 金	236,094	△7,801	228,293
歳 入 合 計		525,682	△7,801	517,881

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 環 境 森 林 費		525,582	△7,801	517,781
	1 林 業 振 興 費	525,582	△7,801	517,781
歳 出 合 計		525,682	△7,801	517,881

第 7 9 号議案

令和 5 年度群馬県公債管理特別会計 補正予算（第 2 号）

令和 5 年度群馬県公債管理特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 7 8, 2 2 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 2, 8 8 7, 3 8 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（県債の補正）

第 2 条 県債の補正は、「第 2 表県債補正」による。

令和 6 年 2 月 1 5 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰 入 金		34,123,609	△378,226	33,745,383
	1 一 般 会 計 繰 入 金	24,646,942	△378,226	24,268,716
4 県 債		58,332,000		58,332,000
	1 県 債	58,332,000		58,332,000
歳 入 合 計		93,265,610	△378,226	92,887,384

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		63,265,610	△378,226	62,887,384
	1 公 債 費	63,265,610	△378,226	62,887,384
歳 出 合 計		93,265,610	△378,226	92,887,384

第2表 県債補正
変更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限度額(千円)	限度額(千円)
自 然 公 園 等 整 備 費	5,000	4,000
補 助 公 共 治 山 費	1,300,000	1,021,000
農 山 漁 村 地 域 整 備 費 (治 山)	600,000	472,000
単 独 道 路 維 持 修 繕 費	1,800,000	1,469,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (道 路 管 理)	544,000	1,704,000
国 直 轄 道 路 事 業 負 担 金	1,900,000	2,079,000
臨 時 財 政 対 策 債	10,600,000	10,000,000

第 80 号議案

令和 5 年度群馬県中小企業振興資金 特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度群馬県中小企業振興資金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 18,143,557 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 140,375,926 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 15 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰 入 金		2, 170, 108	△96, 909	2, 073, 199
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2, 170, 108	△96, 909	2, 073, 199
2 諸 収 入		156, 349, 375	△18, 046, 648	138, 302, 727
	1 貸 付 金 元 利 収 入	153, 864, 793	△18, 029, 303	135, 835, 490
	2 雑 入	2, 484, 582	△17, 345	2, 467, 237
歳 入 合 計		158, 519, 483	△18, 143, 557	140, 375, 926

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 産 業 経 済 費		158, 519, 483	△18, 143, 557	140, 375, 926
	1 金 融 対 策 費	158, 443, 449	△18, 126, 212	140, 317, 237
	2 繰 出 金	76, 034	△17, 345	58, 689
歳 出 合 計		158, 519, 483	△18, 143, 557	140, 375, 926

第 8 1 号議案

令和 5 年度群馬県国民健康保険 特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度群馬県国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 0 0 7, 3 1 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 7 8, 8 1 9, 8 3 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 1 5 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国 庫 支 出 金		49,667,864	△2,367,800	47,300,064
	1 国 庫 負 担 金	35,456,568	△2,247,529	33,209,039
	2 国 庫 補 助 金	14,211,296	△120,271	14,091,025
4 繰 入 金		12,677,531	85,936	12,763,467
	1 一 般 会 計 繰 入 金	11,370,189	△49,264	11,320,925
	2 財 政 安 定 化 基 金 繰 入 金	1,307,342	135,200	1,442,542
5 繰 越 金		2,175,382	3,271,802	5,447,184
	1 繰 越 金	2,175,382	3,271,802	5,447,184
6 諸 収 入		32,988	17,379	50,367
	2 雑 入	32,968	17,379	50,347
歳 入 合 計		177,812,514	1,007,317	178,819,831

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 健 康 福 祉 費		177,802,514	1,007,317	178,809,831
	1 国 民 健 康 保 険 運 営 費	177,786,030	1,002,373	178,788,403
	2 繰 出 金	16,484	4,944	21,428
歳 出 合 計		177,812,514	1,007,317	178,819,831

第 8 2 号議案

令和 5 年度群馬県流域下水道事業会計補正予算（第 3 号）

（総 則）

第 1 条 令和 5 年度群馬県流域下水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 5 年度群馬県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（2）主要な建設改良事業

イ 社会資本総合整備事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 5 年 度	3,842,448 千円	△602,776 千円	3,239,672 千円

ロ 単独流域下水道建設事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 5 年 度	116,430 千円	△24,501 千円	91,929 千円

（収益的收入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第 1 款 流域下水道事業収益	10,140,364 千円	△235,669 千円	9,904,695 千円
第 1 項 営 業 収 益	4,001,864 千円	11,664 千円	4,013,528 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	6,138,500 千円	△248,202 千円	5,890,298 千円
第 3 項 特 別 利 益		869 千円	869 千円

	支	出	
第1款 流域下水道事業費用	10,950,015千円	△303,277千円	10,646,738千円
第1項 営業費用	10,627,082千円	△263,359千円	10,363,723千円
第2項 営業外費用	280,203千円	△40,241千円	239,962千円
第3項 特別損失	42,730千円	323千円	43,053千円

(資本的收入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額1,059,096千円」を「資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額1,057,734千円」に、「過年度分損益勘定留保資金41,871千円」を「過年度分損益勘定留保資金40,509千円」に、「当年度分損益勘定留保資金932,565千円」を「当年度分損益勘定留保資金945,209千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額84,660円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額72,016円」に改め、資本的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 流域下水道事業資本的收入	4,292,516千円	△625,915千円	3,666,601千円
第1項 企業債	1,369,000千円	△151,000千円	1,218,000千円
第2項 国庫補助金	1,984,887千円	△333,400千円	1,651,487千円
第4項 工事費負担金	916,776千円	△141,515千円	775,261千円
	支	出	
第1款 流域下水道事業資本的支出	5,351,612千円	△627,277千円	4,724,335千円
第1項 建設改良費	3,958,878千円	△627,277千円	3,331,601千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額 (千 円)	限 度 額 (千 円)
流 域 下 水 道 事 業	1,369,000	1,218,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	436,020千円	△19,525千円	416,495千円
(他会計からの補助金)			

第7条 予算第10条中「1,649,239千円」を「1,596,850千円」に改める。

令和6年2月15日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 8 3 号議案

令和 5 年度群馬県電気事業会計補正予算（第 3 号）

（総 則）

第 1 条 令和 5 年度群馬県電気事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 5 年度群馬県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（1）発電所数、年間目標供給量及び年間電力料金

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
年 間 電 力 料 金	9,780,886 千円	△112,917 千円	9,667,969 千円

（2）主要な建設改良事業

イ 霧積発電所建設事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 5 年 度	168,443 千円	238 千円	168,681 千円

ハ 四万発電所リニューアル事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 5 年 度	2,444,909 千円	△1,349,578 千円	1,095,331 千円

ニ 白沢発電所リニューアル事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 5 年 度	1,963,376 千円	△499,865 千円	1,463,511 千円

ホ 関根発電所水車発電機復旧事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 5 年 度	44,627 千円	△10,737 千円	33,890 千円

ヘ 既設発電所の設備改良事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 5 年 度	2,698,876 千円	△1,435,998 千円	1,262,878 千円

(収益的收入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 電気事業収益	9,896,618千円	△112,929千円	9,783,689千円
第1項 営業収益	9,797,700千円	△111,503千円	9,686,197千円
第2項 財務収益	2,313千円	2,646千円	4,959千円
第3項 営業外収益	96,605千円	△4,072千円	92,533千円
	支	出	
第1款 電気事業費用	8,018,846千円	△387,202千円	7,631,644千円
第1項 営業費用	7,670,562千円	△503,687千円	7,166,875千円
第3項 営業外費用	96,847千円	236,191千円	333,038千円
第4項 特別損失	145,671千円	△119,706千円	25,965千円

(資本的收入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額10,606,486千円」を「資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額6,953,703千円」に、「過年度分損益勘定留保資金7,337,332千円」を「過年度分損益勘定留保資金3,684,549千円」に改め、資本的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 電気事業業 資本的収入	321,745千円	6,142千円	327,887千円
第3項 投資有価証券 償還金		6,142千円	6,142千円
	支	出	
第1款 電気事業業 資本的支出	10,928,231千円	△3,646,641千円	7,281,590千円
第1項 建設改良費	7,834,961千円	△3,406,534千円	4,428,427千円
第3項 出資金及び貸付金	1,692,200千円	△240,107千円	1,452,093千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	1,516,761千円	60,307千円	1,577,068千円

令和6年2月15日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第84号議案

令和5年度群馬県工業用水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和5年度群馬県工業用水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和5年度群馬県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（2）主要な建設改良事業

イ 既設工業用水道施設の設備改良事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 5 年 度	587,936 千円	△113,936 千円	474,000 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 工業用水道事業収益	2,067,572千円	41,280千円	2,108,852千円
第2項 営業外収益	308,053千円	41,280千円	349,333千円
	支	出	
第1款 工業用水道事業費用	2,160,360千円	△154,663千円	2,005,697千円
第1項 営業費用	1,968,689千円	△158,866千円	1,809,823千円
第2項 営業外費用	171,671千円	4,203千円	175,874千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額719,523千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

714,748千円」に、「当年度分損益勘定留保資金6,584千円」を「当年度分損益勘定留保資金1,809千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	工業用水道事業 資 本 的 収 入	640,288千円	△134,458千円	505,830千円
第1項	他会計からの 長 期 借 入 金	635,000千円	△138,000千円	497,000千円
第3項	工 事 負 担 金		3,542千円	3,542千円
		支	出	
第1款	工業用水道事業 資 本 的 支 出	1,359,811千円	△139,233千円	1,220,578千円
第1項	建 設 改 良 費	650,136千円	△154,649千円	495,487千円
第3項	他会計からの 長期借入金償還金	151,509千円	15,416千円	166,925千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	248,371千円	△6,884千円	241,487千円

令和6年2月15日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 8 5 号議案

令和 5 年度群馬県水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総 則）

第 1 条 令和 5 年度群馬県水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 5 年度群馬県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（1）給水区域、年間協定給水量及び年間給水料金

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
年 間 協 定 給 水 量	65,880,732 ^{m³}	201,300 ^{m³}	66,082,032 ^{m³}
年 間 給 水 料 金	4,294,154 ^{千円}	17,715 ^{千円}	4,311,869 ^{千円}

（2）主要な建設改良事業

ロ 既設水道施設の設備改良事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 5 年 度	395,710 ^{千円}	△45,896 ^{千円}	349,814 ^{千円}

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第 1 款 水 道 事 業 収 益	4,666,221 ^{千円}	78,348 ^{千円}	4,744,569 ^{千円}
第 1 項 営 業 収 益	4,396,122 ^{千円}	17,715 ^{千円}	4,413,837 ^{千円}
第 2 項 営 業 外 収 益	263,356 ^{千円}	51,074 ^{千円}	314,430 ^{千円}
第 3 項 特 別 利 益	6,743 ^{千円}	9,559 ^{千円}	16,302 ^{千円}
	支	出	
第 1 款 水 道 事 業 費 用	4,407,408 ^{千円}	△74,125 ^{千円}	4,333,283 ^{千円}
第 1 項 営 業 費 用	4,050,158 ^{千円}	△109,000 ^{千円}	3,941,158 ^{千円}
第 2 項 営 業 外 費 用	250,450 ^{千円}	34,875 ^{千円}	285,325 ^{千円}

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,893,011千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,687,824千円」に、「過年度分損益勘定留保資金2,261,070千円」を「過年度分損益勘定留保資金2,055,883千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	水道事業資本的収入	19,701千円	174,270千円	193,971千円
第2項	固定資産売却代金		174,270千円	174,270千円
		支	出	
第1款	水道事業資本的支出	2,912,712千円	△30,917千円	2,881,795千円
第1項	建設改良費	1,879,377千円	△30,917千円	1,848,460千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	489,144千円	△57,391千円	431,753千円

(重要な資産の取得及び処分)

第6条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

種 類		名 称	数 量	処分の態様
1	処分する資産	土地及び建物等	一 式	譲 渡

令和6年2月15日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 8 6 号議案

令和 5 年度群馬県団地造成事業会計補正予算（第 4 号）

（総 則）

第 1 条 令和 5 年度群馬県団地造成事業会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 5 年度群馬県団地造成事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（2）主要な建設改良事業

区分	既 決 予 定 量		補 正 予 定 量		計	
	土地造成費	造成面積	土地造成費	造成面積	土地造成費	造成面積
イ 産業団地造成	5,391,000 千円	113.3ha	△329,107 千円		5,061,893 千円	113.3ha
千代田第三工業団地	781,000 千円	18.2ha	△324,143 千円		456,857 千円	18.2ha
明和東部工業団地	277,000 千円	18.6ha	△4,964 千円		272,036 千円	18.6ha
ロ 住宅団地等造成	133,200 千円	1.4ha	△1,986 千円		131,214 千円	1.4ha
板倉ニュータウン （住宅用地）	133,200 千円	1.4ha	△1,986 千円		131,214 千円	1.4ha

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第 1 款 団地造成事業収益	7,682,149千円	17,051千円	7,699,200千円
第 1 項 営 業 収 益	7,488,288千円	△745千円	7,487,543千円
第 2 項 営 業 外 収 益	1,466千円	△55千円	1,411千円
第 3 項 特 別 利 益	192,395千円	17,851千円	210,246千円
	支	出	
第 1 款 団地造成事業費用	6,907,355千円	△59,884千円	6,847,471千円

第1項 営業費用	6,479,985千円	△57,991千円	6,421,994千円
第2項 営業外費用	3,363千円	△1,893千円	1,470千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,280,956千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,028,411千円」に、「過年度分損益勘定留保資金7,265,956千円」を「過年度分損益勘定留保資金7,013,411千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 団地造成事業資本的収入	3,277千円	494千円	3,771千円
第1項 雑収入	3,277千円	494千円	3,771千円
支 出			
第1款 団地造成事業資本的支出	7,284,233千円	△252,051千円	7,032,182千円
第1項 土地造成費	6,776,609千円	△293,640千円	6,482,969千円
第2項 開発調査費	271,000千円	△20,000千円	251,000千円
第3項 業務設備整備費	121,623千円	61,589千円	183,212千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	299,625千円	22,114千円	321,739千円

(重要な資産の取得及び処分)

第6条 予算第9条に定めた重要な資産の取得及び処分を次のとおり補正する。

追 加

種 類		名 称	数 量
1 取得する資産	土地及び建物等	事務所用地及び建物等	一式

令和6年2月15日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 8 7 号議案

令和 5 年度群馬県施設管理事業会計補正予算（第 2 号）

（総 則）

第 1 条 令和 5 年度群馬県施設管理事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 5 年度群馬県施設管理事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（1）賃貸等

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
イ 格納庫賃貸収益	45,768 千円	3,058 千円	48,826 千円
ロ ビル賃貸収益	138,360 千円	13,707 千円	152,067 千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第 1 款 格 納 庫 事 業 収 益	45,798 千円	3,058 千円	48,856 千円
第 1 項 営 業 収 益	45,798 千円	3,058 千円	48,856 千円
第 2 款 賃 貸 ビ ル 事 業 収 益	159,747 千円	16,496 千円	176,243 千円
第 1 項 営 業 収 益	157,571 千円	16,496 千円	174,067 千円
第 3 款 ゴ ル フ 場 事 業 収 益	680,010 千円	4 千円	680,014 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	210 千円	4 千円	214 千円
	支	出	
第 1 款 格 納 庫 事 業 費 用	16,877 千円	△417 千円	16,460 千円
第 1 項 営 業 費 用	16,877 千円	△417 千円	16,460 千円
第 2 款 賃 貸 ビ ル 事 業 費 用	277,775 千円	△35,364 千円	242,411 千円
第 1 項 営 業 費 用	276,710 千円	△35,364 千円	241,346 千円

第3款 ゴルフ場事業費用	515,289千円	16,832千円	532,121千円
第1項 営業費用	437,331千円	5,832千円	443,163千円
第2項 営業外費用	67,958千円	11,000千円	78,958千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額286,449千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額225,046千円」に、「当年度分損益勘定留保資金274,922千円」を「当年度分損益勘定留保資金213,519千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 貸借ビル事業資本的収入	57,200千円	△57,200千円	
第1項 他会計からの長期借入金	57,200千円	△57,200千円	
第2款 ゴルフ場事業資本的収入		25,000千円	25,000千円
第1項 他会計からの長期借入金		25,000千円	25,000千円
	支	出	
第2款 貸借ビル事業資本的支出	66,900千円	△55,000千円	11,900千円
第1項 建設改良費	57,600千円	△55,000千円	2,600千円
第3款 ゴルフ場事業資本的支出	273,749千円	△38,603千円	235,146千円
第1項 建設改良費	99,207千円	△38,603千円	60,604千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	70,945千円	16,837千円	87,782千円

令和6年2月15日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 8 8 号議案

令和 5 年度群馬県病院事業会計補正予算（第 2 号）

（総 則）

第 1 条 令和 5 年度群馬県病院事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 5 年度群馬県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	心臓血管 センター	が ん センター	精神医療 センター	小児医療 センター	経営戦略課	計
2 年 間 患 者 数						
(1)入 院	人	人	人	人		人
既 決 予 定 量	51,386	75,030	55,632	42,090		224,138
補 正 予 定 量	△8,930	△10,663	△1,290	△2,323		△23,206
計	42,456	64,367	54,342	39,767		200,932
(2)外 来	人	人	人	人		人
既 決 予 定 量	66,145	96,228	24,035	47,142		233,550
補 正 予 定 量	△3,208	1,226	1,612	△3,086		△3,456
計	62,937	97,454	25,647	44,056		230,094
3 1 日平均患者数						
(1)入 院	人	人	人	人		人
既 決 予 定 量	140	205	152	115		612
補 正 予 定 量	△24	△29	△3	△7		△63
計	116	176	149	108		549
(2)外 来	人	人	人	人		人
既 決 予 定 量	272	396	99	194		961
補 正 予 定 量	△13	5	7	△13		△14
計	259	401	106	181		947
4 主要な建設改良事業						
(1)病棟等増改築事業	千円	千円	千円	千円		千円
既 決 予 定 量	144,500	157,540	8,169	315,800		626,009
補 正 予 定 量	△6,280	△135,072	631	△3,480		△144,201
計	138,220	22,468	8,800	312,320		481,808

区 分	心臓血管 センター	が ん センター	精神医療 センター	小児医療 センター	経営戦略課	計
(2)医 療 器 械 及 び 備 品 購 入	千円	千円	千円	千円	千円	千円
既決予定量	313,603	377,198	64,807	307,195	100,000	1,162,803
補正予定量	△2,280	132,603	△5,730	9,130	△5,700	128,023
計	311,323	509,801	59,077	316,325	94,300	1,290,826

(収益的收入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	33,339,878千円	△705,270千円	32,634,608千円
第1項 医業収益	27,312,716千円	△1,596,405千円	25,716,311千円
第2項 医業外収益	6,027,154千円	891,023千円	6,918,177千円
第3項 特別利益	8千円	112千円	120千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	34,610,450千円	△984,475千円	33,625,975千円
第1項 医業費用	33,842,257千円	△951,535千円	32,890,722千円
第2項 医業外費用	766,187千円	△32,940千円	733,247千円

(資本的收入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額1,186,574千円」を「資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額1,131,852千円」に改め、資本的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	2,945,527千円	38,544千円	2,984,071千円
第1項 企業債	1,701,000千円	35,000千円	1,736,000千円
第4項 補助金	9,627千円	3,544千円	13,171千円

	支	出	
第1款 資本的支出	4,132,101千円	△16,178千円	4,115,923千円
第1項 建設改良費	1,788,812千円	△16,178千円	1,772,634千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限度額 (千円)	限度額 (千円)
心臓血管センター エレベータ1号機2号機更新工事	76,000	74,000
心臓血管センター クリーニングタワー更新工事	48,000	45,000
がんセンター 危険物保管倉庫設置工事	3,000	2,000
小児医療センター 吸収式温水発生器更新工事	153,000	148,000
小児医療センター 無停電電源装置更新工事	80,000	85,000
医 療 器 械 等 購 入	1,219,000	1,260,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1)職 員 給 与 費	14,536,329千円	△487,908千円	14,048,421千円
(2)交 際 費	1,550千円	△380千円	1,170千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 予算第10条中「10,433,819千円」を「10,696,349千円」に改める。

令和6年2月15日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第八十九号議案

ぐんまちゃんこども支援基金条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の規定に基づき、ぐんまちゃんこども支援基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 子どもたちの健やかな成長を支援するため、ぐんまちゃんこども支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第三条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第七条 基金は、第二条に規定する目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和六年二月十五日提出

群馬県知事 山 本 一 太

「注」 ぐんまちゃんこども支援基金を設置しようとするものである。

第九十号議案

群馬県浅間家畜育成牧場研修施設整備基金条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の規定に基づき、群馬県浅間家畜育成牧場研修施設整備基金の設置、管理及び処分に關し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第三百三十六号）第一条に規定するまち・ひと・しごと創生に資する施設の整備等を推進するため、群馬県浅間家畜育成牧場研修施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第三条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第六条 基金は、地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定により同項第一号イの事業として地域再生計画に記載された浅間家畜育成牧場研修施設整備事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金に關し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和七年三月三十一日までに行われた第六条の事業の精算の終了する日（以下「令和六年度事業精算終了日」という。）限り、その効力を失う。ただし、やむを得ない事情により同条の事業を同年四月一日以降引き続き実施する場合であつて、当該事業に係る精算の終了する日が令和六年度事業精算終了日より遅いときは、当該事業に係る精算の終了する日限り、その効力を失うものとする。

（処分の特例）

3 第六条の規定にかかわらず、基金の原資として国から交付された交付金を国に返還する必要があるときは、当該返還に要する経費の財源に充てるため、基金を処分することができる。

令和六年二月十五日提出

群馬県知事 山 本 一 太

〔注〕 群馬県浅間家畜育成牧場研修施設整備基金を設置しようとするものである。

第九十一号議案

群馬県公立学校一人一台端末等整備基金条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の規定に基づき、群馬県公立学校一人一台端末等整備基金の設置、管理及び処分に關し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 初等中等教育段階の公立学校における一人一台端末（学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第四十七号）に基づき児童生徒一人につき一台整備される情報通信機器をいう。）又は障害のある児童生徒が当該端末を使用する場合に必要な入出力を支援するための装置の整備に係る事業に必要な費用に充てるため、群馬県公立学校一人一台端末等整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第三条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第七条 基金は、次に掲げる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

一 市町村が行う第二条の事業について県が行う補助に要する経費の財源に充てる場合

二 県が行う第二条の事業に要する経費の財源に充てる場合

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、令和十一年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第二条の事業に係る精算については、この条例の規定は、同年六月三十日(同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日)までの間は、なおその効力を有する。

3 この条例の失効の際現に基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。

令和六年二月十五日提出

群馬県知事 山 本 一 太

〔注〕 群馬県公立学校一人一台端末等整備基金を設置しようとするものである。

第 9 2 号議案

指定管理者の指定について

別表のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 6 年 2 月 1 5 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

<別表>

公の施設の名称及び所在地	指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定の期間
ぐんまフラワーパーク 前橋市柏倉町２４７１番地７	ぐんまフラワーパークＪＶ 東京都港区南青山五丁目６番２６号７階 代表者 株式会社パーク・コーポレーション 代表取締役 井上 英明 構成員 株式会社山梅 代表取締役 山田 通明	令和６年４月１日から 令和１７年３月３１日まで

第 9 3 号議案

地方財政法第 2 7 条の規定による 市の負担について

地方財政法（昭和 2 3 年法律第 1 0 9 号）第 2 7 条の規定により、令和 5 年度県立赤城公園活性化整備事業費の一部を次のとおり市に負担させるものとする。

事 業 名	負 担 市 名	事 業 費	負 担 額
赤城公園活性化整備	前 橋 市	円 467, 100, 000	円 165, 775, 000

令和 6 年 2 月 1 5 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 9 4 号議案

地方財政法第 2 7 条の規定による 市町村の負担について

地方財政法（昭和 2 3 年法律第 1 0 9 号）第 2 7 条の規定により、令和 5 年度農山漁村地域整備事業費及び補助公共作業道事業費の一部を次のとおり市町村に負担させるものとする。

事業名	路線名	負担市町村名	事業費	負担額
農山漁村地域整備	草喰八丁河原	甘楽町	80,999,700 ^円	8,099,000 ^円
補助公共作業道	内ノ沢	高崎市	17,540,030	2,981,000
	馬放場	上野村	66,000,000	11,220,000
	仙貫赤根	高山村	10,530,270	1,789,000
	押込	中之条町	43,426,780	7,382,000
	沢イラクボ支	沼田市	15,367,000	2,919,000

令和 6 年 2 月 1 5 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 9 5 号議案

地方財政法第 2 7 条の規定による 市町村の負担について

地方財政法（昭和 2 3 年法律第 1 0 9 号）第 2 7 条の規定により、令和 5 年度単独治山事業費の一部を次のとおり市町村に負担させるものとする。

事 業 名	負 担 市 町 村 名	事 業 費	負 担 額
単 独 治 山	前 橋 市	円 67,089,000	円 6,708,000
	渋 川 市	61,974,000	6,197,000
	榛 東 村	29,887,000	2,988,000
	吉 岡 町	9,460,000	946,000
	高 崎 市	98,910,656	9,891,000
	安 中 市	135,300,000	13,530,000
	藤 岡 市	22,198,000	2,219,000
	上 野 村	77,374,000	7,737,000
	神 流 町	58,146,000	5,814,000
	富 岡 市	36,564,000	3,656,000
	下 仁 田 町	77,803,000	7,780,000
	南 牧 村	42,735,000	4,273,000
	甘 楽 町	44,264,000	4,426,000
	中 之 条 町	89,595,000	8,959,000
	嬭 恋 村	48,356,000	4,835,000
	高 山 村	32,527,000	3,252,000
	東 吾 妻 町	48,125,000	4,812,000
	沼 田 市	7,964,000	796,000
	片 品 村	49,500,000	4,950,000

事業名	負担市町村名	事業費	負担額
	川場村	円 38,665,000	円 3,866,000
	昭和村	89,881,000	8,988,000
	みなかみ町	73,667,000	7,366,000
	桐生市	90,354,000	9,035,000
	太田市	6,457,000	645,000
	館林市	1,903,000	190,000
	みどり市	100,815,000	10,081,000
	千代田町	605,000	60,000
	大泉町	110,000	11,000
	邑楽町	990,000	99,000

令和6年2月15日提出

群馬県知事 山本 一 太

第 9 6 号議案

地方財政法第 2 7 条の規定による 市町の負担について

地方財政法（昭和 2 3 年法律第 1 0 9 号）第 2 7 条の規定により、令和 5 年度単独農村整備事業費、農山漁村地域整備事業費及び農業水路等長寿命化・防災減災事業費の一部を次のとおり市町に負担させるものとする。

事業名	地区名	事業費	負担市町名	負担額
単 独 農 村 整 備	大 谷 の 堤	円 75,000,000	渋 川 市	円 18,750,000
	長手第 2 溜池	5,000,000	太 田 市	1,250,000
	和 見 堤	9,328,000	み な か み 町	2,332,000
	長手第 1 溜池	15,000,000	太 田 市	3,750,000
	勝 山 沼	10,000,000	前 橋 市	2,500,000
農山漁村地域整備	佐 波 新 田	20,000,000	伊 勢 崎 市	3,676,000
	用 水 第 2		太 田 市	1,324,000
	神 流 川 用 水	19,000,000	藤 岡 市	3,800,000
農 業 水 路 等 長 寿 命 化 ・ 防 災 減 災	美 野 原 3 期	29,520,000	中 之 条 町	2,952,000
	藤川用水 2 期	57,000,000	邑 楽 町	7,125,000
	西長岡ため池	3,000,000	太 田 市	750,000
	追 貝 平 1 期	21,400,000	沼 田 市	3,745,000

令和 6 年 2 月 1 5 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 9 7 号議案

地方財政法第 2 7 条の規定による 市町村の負担について

地方財政法（昭和 2 3 年法律第 1 0 9 号）第 2 7 条の規定により、令和 5 年度社会資本総合整備（砂防）事業費、事業間連携砂防事業費、単独砂防施設事業費及び緊急防災・減災対策事業費の一部を次のとおり市町村に負担させるものとする。

事 業 名	負 担 市 町 村 名	事 業 費	負 担 額
社会資本総合整備 （ 砂 防 ）	高 崎 市	円 137,830,000	円 13,783,000
	桐 生 市	360,277,000	32,277,000
	沼 田 市	70,850,000	7,085,000
	藤 岡 市	22,170,000	2,217,000
	富 岡 市	10,000,000	1,000,000
	安 中 市	70,000,000	7,000,000
	上 野 村	395,000,000	19,750,000
	下 仁 田 町	170,000,000	8,500,000
	南 牧 村	30,000,000	3,000,000
	高 山 村	15,000,000	1,500,000
	川 場 村	9,150,000	915,000
	み な か み 町	160,000,000	8,000,000
事業間連携砂防	沼 田 市	20,757,000	1,037,850
	藤 岡 市	165,000,000	8,250,000
	片 品 村	157,643,000	7,882,150
	み な か み 町	130,300,000	13,030,000
単 独 砂 防 施 設	高 崎 市	20,000,000	2,000,000
	桐 生 市	18,636,632	1,863,663
	神 流 町	51,242	5,124

事業名	負担市町村名	事業費	負担額
	嬭恋村	円 7,000,000	円 700,000
	みなかみ町	308,000	30,800
緊急防災・減災対策	高崎市	70,000,000	7,000,000
	桐生市	3,000,000	300,000
	東吾妻町	13,000,000	1,300,000
	みなかみ町	17,000,000	1,700,000

令和6年2月15日提出

群馬県知事 山本 一 太

第 98 号議案

地方財政法第 27 条の規定による 市の負担について

地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 27 条の規定により、令和 5 年度社会資本総合整備（街路）事業費、無電柱化推進事業費及び単独街路事業費の一部を次のとおり市に負担させるものとする。

事業名	負担市名	事業費	負担額
社会資本総合整備 （街路）	前橋市	円 550,000,000	円 99,000,000
	高崎市	859,737,000	154,752,000
	伊勢崎市	210,000,000	37,800,000
	桐生市	200,000,000	36,000,000
無電柱化推進	安中市	400,000,000	72,000,000
	渋川市	50,000,000	9,000,000
	館林市	170,000,000	30,600,000
単独街路	前橋市	54,000,000	27,000,000
	高崎市	20,000,000	10,000,000
	安中市	24,000,000	12,000,000

令和 6 年 2 月 15 日提出

群馬県知事 山本 一 太

第 9 9 号議案

土地改良法第 9 1 条の規定による 市町村の負担について

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 9 1 条の規定により、令和 5 年度基幹水利施設管理事業費、農山漁村地域整備事業費、農村地域防災減災事業費、土地改良施設突発事故復旧事業費及び農業競争力強化基盤整備事業費の一部を次のとおり市町村に負担させるものとする。

事業名	地区名	事業費	負担市町村名	負担額
基幹水利施設管理	渡良瀬川中央	円 48,663,000	桐生市	円 41,000
			太田市	6,602,000
			館林市	1,740,000
			千代田町	156,000
			大泉町	521,000
			邑楽町	2,019,000
	渡良瀬川下流	26,662,000	館林市	3,618,000
			板倉町	4,380,000
	鐺川	5,754,000	高崎市	399,000
			藤岡市	399,000
			富岡市	483,000
			下仁田町	76,000
			甘楽町	369,000
	赤城西麓	17,759,000	前橋市	111,000
			沼田市	553,000
			渋川市	1,918,000
			昭和村	2,745,000
	埼玉北部	303,742	藤岡市	169,000

事業名	地区名	事業費	負担市町村名	負担額
農山漁村地域整備	上細井中西部	円 76,790,000	前橋市	円 14,195,000
	田代湯尻	28,000,000	嬭恋村	2,800,000
	佐波新田 用水第1	17,000,000	伊勢崎市	3,125,000
			太田市	1,125,000
	坂東大堰2期	258,000,000	前橋市	33,456,000
			伊勢崎市	23,678,000
			太田市	2,251,000
			玉村町	5,115,000
	保美	34,000,000	藤岡市	3,400,000
	藪塚西部	65,000,000	太田市	16,250,000
農村地域防災減災	大谷牛秣	335,000,000	藤岡市	36,849,000
	大泉坊	30,000,000	前橋市	7,500,000
	北ろく赤谷	69,082,000	沼田市	513,000
			昭和村	9,158,000
	滝ノ沢	100,000,000	吉岡町	7,500,000
	追分	107,918,000	沼田市	802,000
			昭和村	14,307,000
土地改良施設 突発事故復旧	鐺川	29,623,000	高崎市	785,000
			藤岡市	1,028,000
			富岡市	1,098,000
			下仁田町	173,000
			甘楽町	766,000
農業競争力強化 基盤整備	緑町	165,000,000	太田市	28,875,000
	牛田川除	18,178,000	藤岡市	1,818,000
	五箇谷	74,000,000	板倉町	7,400,000
	吉田	60,000,000	富岡市	6,000,000

事業名	地区名	事業費	負担市町村名	負担額
	野 辺	円 116,780,000	館 林 市	円 5,272,000
			明 和 町	277,000
			千 代 田 町	877,000
	下 江 黒	25,326,206	明 和 町	2,532,000
	原	239,984,000	高 山 村	37,648,000
	大正用水3期	94,510,000	前 橋 市	11,943,000
			伊 勢 崎 市	11,684,000
	笠 張	166,300,000	渋 川 市	16,630,000
	境小此木東部	21,000,000	伊 勢 崎 市	3,675,000
	保 美	140,000,000	藤 岡 市	14,000,000
	牛 の 平	325,000,000	片 品 村	32,500,000
	仙 之 入	9,000,000	嬬 恋 村	2,025,000
	千 俣	42,592,000	嬬 恋 村	4,259,000
	城 沼 水 路	20,000,000	館 林 市	42,000
			板 倉 町	3,458,000
	田 代 湯 尻	68,000,000	嬬 恋 村	6,800,000

令和6年2月15日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第100号議案

請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結したいので、群馬県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年群馬県条例第25号）第2条の規定により議決を求める。

名 称	群馬県防災情報通信ネットワークシステム衛星回線整備工事
工 事 場 所	前橋市大手町 外地内
契 約 金 額	3,364,900,000円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契 約 の 相 手 方	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-17 NECネットエスアイ株式会社関東支店 支店長 大茂 博和

令和6年2月15日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 101 号議案

河川法第 4 条第 1 項の水系に係る一級河川の指定について

利根川水系に係る河川について、別記のとおり一級河川に指定するため、国土交通大臣から意見を求められたので、異議のない旨を述べることについて、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 4 条第 4 項の規定により議決を求める。

令和 6 年 2 月 15 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

別 記

新 規 指 定 河 川

名 称	区 間	
	上 流 端	下 流 端
蚊 沼 川 放 水 路	蚊沼川からの分派点	中沢川への合流点

第 102 号議案

寡婦福祉資金貸付金の償還免除について

次の償還未済額の償還を免除することについて、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 15 条第 1 項の規定により議決を求める。

1 債権の種類

寡婦福祉資金貸付金に係る債権

2 相手方及び償還免除する金額

住 所	氏 名	免除する金額	貸付年度	理由
		506,232 円	昭和 58 年度	死亡

3 理由

借受人が死亡し、全ての相続人が相続放棄又は所在不明、また連帯保証人が死亡し、全ての相続人が時効の援用又は所在不明のため徴収の見込みがないことから、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 15 条第 1 項の規定により償還免除を行うものである。

令和 6 年 2 月 15 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 103 号議案

権利の放棄について

次の権利を放棄することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議決を求める。

1 放棄する権利

母子福祉資金貸付金に係る債権

2 相手方及び権利を放棄する金額

住 所	氏 名	放棄する金額	貸付年度	理由
		88,974 円	平成 27 年度	自己破産

3 理由

借受人が破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 253 条第 1 項の規定により当該債権についてその責任を免れ、連帯保証人が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 232 条第 2 項により再生計画認可の決定が確定したことから、当該債権の回収が不能であるため、権利を放棄するものである。

令和 6 年 2 月 15 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 104 号議案

権利の放棄について

次の権利を放棄することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議決を求める。

1 放棄する権利

令和 3 年度群馬県総合教育センターほか 7 施設で使用する電気に係る電気需給契約に基づく契約解除に伴う損害賠償金に係る債権

2 相手方及び放棄する金額

所在地	名称	放棄する金額	発生年度	理由
福岡県福岡市中央区 薬院一丁目 14 番 5 号	株式会社ホープ エナジー	338,206 円	令和 5 年度	破産

3 理由

株式会社ホープエナジーに係る破産財団について、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 195 条に基づき、最後配当がなされたが、令和 3 年度群馬県総合教育センターほか 7 施設で使用する電気に係る電気需給契約に基づく契約解除に伴う損害賠償金に係る劣後的破産債権部分に対しての配当はなく、当該債権の回収が不能となったため、権利を放棄するものである。

令和 6 年 2 月 15 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第105号議案

権利の放棄について

次の権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議決を求める。

1 放棄する権利

交通信号機破損に関する求償金に係る債権

2 相手方及び放棄する金額

住 所	氏 名	放棄する金額	発生年度	理由
		3,032,000円	令和2年度	自己破産

3 理由

破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項の規定により納入義務者が当該債権についてその責任を免れ、連帯保証人もないことから、当該債権の回収が不能であるため、権利を放棄するものである。

令和6年2月15日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 106 号議案

権利の放棄について

次の権利を放棄することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議決を求める。

1 放棄する権利

群馬県病院事業の診療等に係る債権

2 相手方及び放棄する金額

住 所	氏 名	放棄する金額	発生年度	理由
		369,780 円	令和 3 年度	自己破産

3 理由

破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 253 条第 1 項の規定により納入義務者が当該債権についてその責任を免れ、連帯保証人もないことから、当該債権の回収が不能であるため、権利を放棄するものである。

令和 6 年 2 月 15 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第107号議案

損害賠償の額を定めることについて

東毛工業用水道配水管からの漏水により道路が陥没し、通行車両所有者の身体への傷害及び車両への損害を与えたことについて、次のとおり損害賠償の額を定めるものとする。

1 賠償の相手方

車両の所有者 1名

2 賠償額

賠償額は、2,436,494円とする。

3 事件の内容

令和4年8月18日に発生した東毛工業用水道の埋設配水管からの漏水事故により、道路が陥没し、通行車両所有者であり、同車両に乗車していた相手方の身体に傷害を負わせるとともに、車両に損害を与えたものである。

令和6年2月15日提出

群馬県知事 山 本 一 太

承第1号

専決処分の承認について

1 令和5年度群馬県一般会計補正予算（第4号）

上記について、別冊のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により承認を求める。

令和6年2月15日提出

群馬県知事 山 本 一 太

1 令和5年度群馬県一般会計補正予算（第4号）

令和5年度群馬県の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の補正は、「第1表債務負担行為補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年2月2日

群馬県知事 山 本 一 太

第 1 表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
単独橋りょう予防保全委託契約	令 和 6 年 度	110,000
特定ダム環境対策工事請負契約	令 和 6 年 度	8,000
単独砂防施設工事請負契約	令 和 6 年 度	76,000
単独砂防維持管理委託契約	令 和 6 年 度	152,500

2 変 更

事 項	補 正 前	補 正 後
	限 度 額 (千円)	限 度 額 (千円)
単独公共治山工事請負契約	160,000	260,000
単独道路維持修繕委託契約	484,000	1,534,000
単独地域道路管理委託契約	800,000	1,000,000
河川維持補修委託契約	510,000	513,500

専 決 理 由

単独橋りょう予防保全委託契約ほか7事項における債務負担行為については、予算の執行時期から早急に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

報第1号

報 告 書

- 1 訴えの提起について
- 2 和解について

上記について、別冊のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和6年2月15日提出

群馬県知事 山 本 一 太

1 訴 え の 提 起 に つ い て

1 事 件 名

県営住宅の建物明渡等請求事件

2 相 手 方

提 起 日	住 宅 名	住 所	氏 名
令和5年12月27日			
令和5年12月27日			
令和5年12月27日			
令和5年12月26日			

3 事件の内容及び請求の趣旨

上記の者は、県営住宅の家賃を長期にわたり滞納している者又は県営住宅を不法に占有している者であり、再三の家賃等納入勧告及び退去勧告にもかかわらず、納入も退去もしないため、滞納家賃等の支払及び県営住宅の明渡しを求める訴えの提起（和解を含む。）を行ったものである。

4 事件に対する取扱い方針

訴えにおいて、上記請求が認容されないときは、上訴するものとする。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により訴えの提起（和解を含む。）の専決処分を行った。

群馬県知事 山 本 一 太

専 決 理 由

本件については、議会の議決により指定された軽易な事項に該当するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものである。

2 和解について

1 事件名

県営住宅の家賃支払請求等和解申立事件

2 相手方

申立日	住 宅 名	住 所	氏 名
令和5年12月25日			

3 和解の内容

(1)上記の者は、県に対し、滞納家賃を分割して毎月末日までに支払う。

(2)上記の者は、県に対し、本件建物に係る家賃を毎月末日までに支払う。

4 事件の内容

上記の者は、県営住宅の家賃を長期にわたり滞納している者であるが、長期の分納を申し出たため、訴え提起前の和解申立てを行ったものである。

5 事件に関する取扱い方針

相手方が裁判所に出頭しない等和解に応じない場合は、県営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払を求める訴えの提起を行う。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により訴え提起前の和解申立ての専決処分を行った。

群馬県知事 山 本 一 太

専 決 理 由

本件については、議会の議決により指定された軽易な事項に該当するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものである。

